19

第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十六項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八条第二十項及び第二十一項を削る。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第八条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第六項第七号中「地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る地方税法第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十一項第七号中「地方税法第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他」を削る。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第九条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第七項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第八項第七号中「地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第九項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの条」を「確定申告書にこの条」に改め、「（条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）」を削り、同条第十三項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る地方税法第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十四項第七号中「地方税法第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）」を削る。

（航空機燃料譲与税法の一部改正）

第十条　航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（航空機燃料譲与税の譲与額の特例）

2　令和四年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の令和三年度分の航空機燃料税に係る調査決定額（国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第九条第二項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第六条の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項において同じ。）の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る令和三年度に所属する航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額）に、同年の四月」と、「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和四年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の四に相当する額を加算した額」と、同表三月の項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」とする。

（地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法等に関する暫定措置法の一部改正）

第十一条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第十二条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで」に改める。

附則第八条のうち地方税法第三百十四条の九第二項の改正規定中「申告書に係る年度分の個人の道府県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度分の個人の道府県民税」に改める。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正）

第十三条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改め、同条第五号中「課される法人」の下に「（地方税法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行う法人に限る。）」を加え、同条に次の一号を加える。

六　収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人（地方税法第七十二条の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人に限る。）　基準法人収入割額に百分の六十二・五の税率を乗じて得た金額

第十四条第一項中「第五十三条第五十三項、第五十六項及び第五十七項、第五十八項及び第五十九項」に、「第三百二十一条の八第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第三百二十一条の八第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に改める。

第二十条第二項中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条の規定　公布の日

二　第一条中地方税法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の改正規定、第四条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項の改正規定、第五条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律